

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 総務部 総務課
部署の業務内容	・局長の官印及び局印の保管・公文書類の接受及び保存等・情報の公開に関する業務・監査関係業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・来客者への対応等のマナーアップについて、「接遇の手引き」を作成し、局内及び課内へ周知徹底した。 ・評価そのものを受けていない。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・苦情等の情報提供があった場合の対応要領及び対応した際の報告書様式を定めている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	当課は内部管理業務を担当しているため、直接関連する業務はないが、そういう認識を持って毎日の業務に当たっている。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	所掌事務には、食の安全業務に関連する業務は明記されていないが、局内の支援体制等についての業務がある。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した防疫演習を行い、幹事会及び人的支援グループの一員として参加した。 ・食品安全一斉研修に参加するとともに、課員全員の受講について周知徹底し、全員が受講した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	各職員の業務を点検したところ、現在のところ食の安全に影響を及ぼす業務はないと考えている。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 総務部 人事課
部署の業務内容	職員の人事並びに教養及び訓練に関する業務

		項目	対応	点検結果の概要
総論		消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	「親切、丁寧、正直をモットーとする業務の徹底」を図るため、「接遇の手引き」を作成・職員に配布し、応接について取り組みを行っている。 評価そのものを受けていない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応		国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接批判を受けた事例はなかった。また、ルールの改善すべきとの声も寄せられていない。 ・外部からの疑義情報(違法行為、国民の安全を脅かす恐れのある行為等)を一元管理するためのシステム(外部からの提供情報の管理マニュアル(試行版))に基づき対応。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・政策等を説明する際に、わかりやすく、また、適切に行える能力の向上を図るための研修を検討する。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
業の振興と消費者の利益		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	直接関連する業務は行っていないが、同様の認識にたつて日々業務を行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 食品の安全確保に係る職員の能力向上を図るため、管内全職員及び専門に担当する職員を対象とした、食品安全一斉研修をそれぞれ開催した。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザの発生に備え作成されている「対応マニュアル」の見直しを行った。 ・管内で事案(高病原性鳥インフルエンザ)が発生したとの想定のもと、人的支援グループとして模擬演習に参加した。 ・食品の安全確保に係る職員の能力向上を図るため、管内全職員及び専門に担当する職員を対象とした、食品安全一斉研修をそれぞれ開催した。 また、全ての課内職員が当該研修を受講した。 ・食の安全業務に直接携わっていないが、業務を点検する中で食の安全業務についておかしいと思う点はなかった。また、連携がとれていないとの指摘も受けたことがない。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	×	業務を点検する中で、食の安全に関する業務でないとされている業務で、現在のところ、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務はないと考えている。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 総務部 会計課
部署の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東北農政局が執行する経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること(食料安定供給特別会計の食料管理勘定、業務勘定を除く) ・一般会計及び食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の経理並びに財産及び物品の管理及び処分に関すること。 ・庁内の管理に関すること。

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・農政局の課の配置を分かりやすくするため既存案内板に各部課のドア番号を表示した。 ・東北農政局「接遇の手引き」の徹底を課内に周知した。 ・評価そのものを受けていない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・入札談合に関する情報があった場合には、「談合情報対応マニュアル」により迅速に対応することとしている。 ・発注事務を担当する職員の責務等を規定した「農林水産省発注者綱紀保持規程」を遵守するよう職員に周知した。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・第3者による入札監視委員会、会計検査院による会計実地検査、内部監査を受け会計処理が適正に処理されているかについて確認している。 ・ホームページに発注予定工事等及び入札結果の公開をしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・直接は特定の分野等に該当する指導等はないが消費者と利益が一致しないという認識を持ち業務を行うようにしている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	食の安全に関連して必要となる物品等が生じた場合、必要となる時期に間に合うよう調達事務を行う。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「危機管理マニュアル」の見直しを行い、演習を行った。 ・職員を「食品の安全確保に関する一斉研修」に参加させ国民の健康を守る意識を持ち、各担当課の業務の遂行に協力していくよう指導した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	・業務に必要な物品等を適正に調達することにより「食の安全に関する業務」も適正に処理されていると考える。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 総務部 厚生課
部署の業務内容	職員の福利厚生、災害補償に関する業務、職員に貸与する宿舎に関する業務、共済組合の運営・給付・貸付事業などの業務

		項目	対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来客者、来庁する事業者等に対する「接遇の手引き」を課内にて配布し、周知徹底した。 ・ 評価そのものを受けていない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応要領及び対応した際の報告書様式は定められている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当課は、内部管理業務を担当しているため、政策に直接該当する業務はなかった。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当課は、内部管理業務を担当しているため、直接関連する業務はないが、そのような認識を持ち、毎日の業務に当たっている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	○	・所掌事務には食の安全業務に関連する業務は明記されていないが、支援体制等についての業務がある。
	業務の見直し	○	・高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した防疫演習を行い、人的支援グループの一員として参加した。 ・食品安全一斉研修を課員全員が受講した。
		○	
		○	
		○	
		—	
		—	
		—	
		×	
		—	
×			
影響可能性の確認	×	・業務を点検した結果、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 総務部 情報推進課
部署の業務内容	① 国民の意見・要望や地域の実態を政策に反映させるための、農林漁業関係者や消費者等から意見・意向の把握及び先進的事例の収集 ② 個別対面や説明会等での農林水産省の実施する各種政策等の説明 ③ 個人情報保護及び情報セキュリティの向上等に向けた指導、助言 ④ 局内LAN等の情報システムの整備、運用及び管理 ⑤ 電子申請システムを利用したオンライン申請・届出の促進等の行政情報化の推進に関する調整、指導 ⑥ 農林水産分野におけるIT活用の促進

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・東北版接遇マニュアルに基づき、丁寧な対応に努めている。 ・また、HPからの情報は、国民の使いやすさ、分かりやすさを意識して構成しており、利便性を点検しながら改修に努めている。 ・評価そのものを受けていない。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・HPへの意見、照会、公益通報等は、HP運営方針に基づき対応している。 ・センター等を介しての照会についても同様の対応をしている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
基本的な視点	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・(意見等の把握) ・「農林水産情報交流ネットワーク事業モニター交流会」を開催し、施策の説明、意見交換を実施している。聴取した意見は、議事録とともに本省関係部局に報告し、また、主な意見をHPに掲載している。 ・モニターに対する意向調査を実施し、収集した結果は行政部局へ提供している。 ・収集した施策・事業等の意見は本省関係部局に報告している。(政策のPR) ・農林水産業の優良事例を収集し、行政部局、及び国民に提供している。 ・関係機関、団体、個人へ施策資料等を用いた広報を行っている。
	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	直接関連する業務はないが、その認識に立ち、日々の業務に当たっている。
部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—		
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論		<p>部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。</p> <p>○</p> <p>安全な食料の安定供給と消費者の信頼確保に係る情報の収集と提供の取り組みとして、 ・食の安全に関する情報をHP、メールマガジン、その他資料等で国民に情報を提供している。 ・同事案が発生した場合は、HP、メールマガジン等で国民に情報発信を行う。</p>	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<p>・情報業務の取組にあたって点検をした上で見直ししながら、国民全体への情報の発信と意見等の収集を実施している。 ・ホームページ、メールマガジンによる情報提供は、生産者、消費者等全体を対象とした分かりやすい構成に努めている。 ・農林水産情報交流モニターアンケート調査で意見等を把握し、関係部局に情報を提供した。 ・モニター交流会等で、食に関する情報を提供し、出された意見等を関係部局に提供した。 ・局内におけるBSE、鳥インフルエンザ対策マニュアルに基づき対応する。 ・食の安全に関する研修に課内全員が参加した。</p>
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認		×	直接的に食の安全に関する業務でないので、食の安全に影響を及ぼす可能性はないものと思料する。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 総務部 検査課
部署の業務内容	農業協同組合連合会等検査及び同連合会等の指導等業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	検査業務においては、検査指摘に係る意見申し出制度、検査モニター、苦情対応など誠実な対応を実施。 総務部で作成の「接遇の手引き」について、課内で周知を徹底し実践を図っている。 評価そのものを受けていない。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請、内部告発等に適切に対応するため、要領及び処理カードを作成している。処理状況について、課長決裁を経て適正に処理している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	-	直接的には実施していないが、検査終了時の講評及び検査書の総評で政策について説明し協力をお願いしている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	-	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	-	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	農業協同組合連合会等の指導及び検査を実施。生産者及び消費者の利害について、価格面では利害が一致しない面がある。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 検査方針で食の安全に関し、被検査団体の法令遵守態勢を検証することとしている。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	検査方針では、BSE問題、食品偽装問題等、適時にこれら問題等の再発を防ぐため被検査団体の法令遵守態勢について検証することとしている。 「食品の安全確保に関する一斉研修」について、課の全職員が受講した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	業務を点検する中で食の安全に関する業務でないとされている業務で、現在のところ、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務はないと考えている。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	